

忘れていませんか?

# 特別定額給付金の申請は 8月15日まで

企画課特別定額給付金担当 ☎70・5686

1人10万円を給付する特別定額給付金の申請期限は、8月15日までです(当日消印有効)。

対象は、4月27日時点で市に住民登録をしている方です。

申請は原則として世帯主が行うこととなっていますが、6月末の時点で2131世帯(約5.6%)の方が未申請となっています。

期限までに申請がない場合は、給付が受けられないので、未申請で給付を希望する方は、期限までに手続きをしてください。

## 申請書が手元にない場合は?

申請書は、5月中旬に世帯主名義で、各世帯に郵送しています。

紛失などにより申請書の再発行が必要な方は、同給付金担当(☎70・5686、平日の8時30分~17時)へ連絡してください。

4月28日以後に引っ越しをした方は、郵便局へ転居届(転送サービス)を提出しなければ、市から申請書を送付できないので、注意してください。

## 知らない電話番号からの電話に注意してください

管財契約課 ☎70・5603

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、不安や混乱に乗じた詐欺に発展する恐れがある不審電話が、全国的に確認されています。知らない電話番号からの電話には十分注意してください。

### 市役所からの電話着信について

市役所から電話着信があった場合には、携帯電話やスマートフォンなど発信者の電話番号を表示する機器に、各課直通電話番号が市役所代表電話番号が表示されます。

各課の直通電話番号は、市ホームページで確認できます。企画課特別定額給付金担当からの着信は、市役所代表電話番号が表示されます。

### 各課直通電話番号の掲載ページ

トップページ>市政情報>業務の御案内>お問い合わせ>市役所直通電話番号一覧

表示される電話番号	電話発信元
各課の直通電話番号	市役所本庁舎の各課
代表電話番号 ☎77・1111	保健福祉プラザ、リサイクルプラザ、給食センターなど ※一部直通電話番号が表示される場合があります
代表電話番号 ☎77・1111 ※期間限定のため、代表電話番号が表示されます	企画課特別定額給付金担当

### 不審な電話があったときは

警察(大和警察署 ☎046・261・0110)などに相談してください。

## 新型コロナウイルス感染症に関する介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免について

介護保険料は高齢介護課 ☎70・5636、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料は保険年金課 ☎70・5617

新型コロナウイルス感染症に感染したことにより働けない方や、感染症の影響により一定程度収入が下がった方を対象に、介護保険料・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が減免となる制度があります。

減免の申請をする場合の条件など詳細については、各問い合わせ先へ連絡してください。

### 感染症により、主たる生計維持者が死亡・重篤な傷病を負った方

対象期間は全額免除します。

### 感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が一定程度減少した方

対象期間は一部減額します。

※所得による制限があります



## 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時給付金や支援一覧

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている方に対して、各種給付金の給付や支援を行っています。詳しくは、各問い合わせ先へお問い合わせください。

NO.	制度名	対	内容	問
1	〔市〕中小企業融資利子補給	県の売上・利益減少対策融資(新型コロナウイルス要件)や新型コロナウイルス対策特別融資(セーフティネット保証4号別枠)、新型コロナウイルス対策特別融資(危機関連保証別枠)を利用し、融資利子を支払った事業者 ※対象者には、12月ごろに市から申請書類を個別に送付します	対象の融資に係る利子の一部を補助	製造業の方は工業振興企業誘致課 ☎70・5661 製造業以外の方は商業観光課 ☎70・5685
2	〔市〕中小企業雇用安定支援臨時給付金	国の雇用調整助成金を申請した市内中小企業者(個人事業主含む)	1事業者30万円を支給(小規模企業者には20万円を支給)	
3	特別定額給付金	市の住民基本台帳に記録されている方(受給権者は世帯主)	対象者1人につき10万円を給付	企画課特別定額給付金担当 ☎70・5686
4	ひとり親世帯臨時特別給付金	①令和2年6月分の児童扶養手当受給者 ②公的年金受給者で6月分児童扶養手当の支給が全額停止 ③新型コロナウイルス感染症の影響で児童扶養手当受給者と同じ水準の収入になる方	1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円加算(対象の①か②に該当し感染症の影響で収入が減少した方には1世帯5万円を追加給付)	子育て支援課 ☎70・5664
5	生活困窮者自立支援	経済的に困っている方	自立相談支援、住居確保給付金の支給	福祉総務課 ☎70・5624
6	市税の徴収猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間において、事業などに係る収入が前年同期に比べて、おおむね20%以上減少している方	1年間、市税の徴収の猶予	収納課 ☎70・5663
7	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより著しく収入が下がった方など	国民健康保険税と後期高齢者医療保険料の減免	
8	傷病手当金	国民健康保険の被保険者で新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休み、給与が全額受け取れないか一部減額された方	直近で継続した3か月間の収入の合計額を就労日数で除した額の3分の2に相当する額を支給	保険年金課 ☎70・5617
9	上下水道料金の支払い猶予	上下水道料金の支払いが困難になった方	上下水道料金の支払いの猶予	海老名水道営業所 ☎046・234・4111
10	県営水道料金の減額	市の住民基本台帳に記録されている方	各世帯10%減額	
11	小学校休業等対応支援金	小学校などの臨時休業などに伴い、子どもの世話をを行うために契約した仕事ができなくなった、委託を受けて個人で仕事をする保護者	2月27日~3月31日の間に就業できなかった日について1日当たり4100円を支給 4月1日~9月30日の間に就業できなかった日について1日当たり7500円を支給	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120・60・3999
12	介護保険料の減免及び徴収猶予	新型コロナウイルス感染症に感染したことなどにより一定期間仕事を休んだ方や著しく収入が下がった方	介護保険料の減免、徴収の猶予	高齢介護課 ☎70・5636

※〔市〕は市独自の給付・支援